

学校感染症による出席停止日数について

下記の感染症にかかっていると医師が判断した場合には、学校保健安全法第19条に基づき、他の子どもに感染する恐れのある間は、出席停止の措置をとらせていただきます。なおこの期間は欠席日数に数えません。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで *
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他 ※	

※その他・・・マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症 など

*インフルエンザの出席停止期間の例

発症後2日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
		解熱	1日目	2日目		

ここまで出席停止

発症後4日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		出席可能
				解熱	1日目	2日目	

ここまで出席停止

・発症した日・解熱した日はそれぞれ0日目として数えます。

医療機関で感染症と診断されましたら、その旨を学校にお知らせください。